

平成27年度事業計画

I 学術事業

歯科医師、歯科衛生士等多職種を対象とした講演会、講習会等を通して地域医療の向上を図り、もって、区民の健康の保持増進に繋げることを目的としている。

- 1) 講習会、研修会の開催
- 2) 委員会の開催
- 3) その他必要な事業

II 公衆衛生事業

「歯と口の衛生週間行事」、「口腔衛生思想普及月間行事」、「口腔衛生思想普及に関する小冊子等の作成、配布」、「区民向けホームページ開設」等を通して、口腔保健の重要性を区民へ広く普及啓発及び8020運動を推進していくこと、また、地域社会の保健福祉の増進を目的とする「歯科相談」、「各種歯科健診」、「区立保育園、小学校、中学校への園医、学校歯科医の派遣」等を通じ区民の健康増進に寄与していくこと、さらに、一般診療所での受診が困難な休日に応急処置を施す「歯科休日応急診療」を行うことを通じて、地域の公衆衛生の向上を目的としている。

- 1) 歯と口の衛生週間行事
 - イ 図画ポスター展
 - ロ 歯の無料相談
- 2) 口腔衛生普及月間行事
 - イ 8020達成者表彰
 - ロ 図画ポスター優秀作品の表彰、展示
 - ハ 作文優秀作品の表彰、発表
 - ニ 「OTA ふれあいフェスタ」への参加
- 3) 地域庁舎歯科健診事業への歯科医師派遣
 - イ 1歳6ヵ月児歯科健診
 - ロ 3歳児歯科健診
 - ハ 乳幼児歯科相談
- 4) 大田区歯科健診の実施
 - イ 幼児歯科健診及びフッ化物塗布
 - ロ 妊婦歯科健診
 - ハ 成人歯科健診
- 5) 児童歯科フッ化物塗布
- 6) 区立保育園、小学校・中学校への園医、学校歯科医の派遣、研修
- 7) 歯科休日応急診療
- 8) 講習会、研修会の開催

- 9) 区民向けホームページの更新
- 10) 口腔衛生思想の普及啓発に関する小冊子等の発行
- 11) 委員会の開催
- 12) その他必要な事項

Ⅲ 高齢者の保健と医療と福祉の増進に関する事業

「ねたきり高齢者訪問歯科支援事業」、「区立特別養護老人ホーム歯科協力事業」、「在宅医療連携推進」、「介護認定審査委員会への委員派遣」等を通して、不特定多数の有病高齢者の口腔疾患に対し、歯科治療、口腔管理、嚥下指導、予防を行うことによって口腔機能の維持を図ること及びかかりつけ歯科医機能の定着を目的としている。

- 1) ねたきり高齢者訪問歯科支援事業
- 2) 区立特別養護老人ホーム歯科協力事業
- 3) 地域医療連携
- 4) 特定非営利活動法人蒲田医歯薬会
- 5) 在宅医療連携推進事業
- 6) 介護認定審査委員会への委員派遣
- 7) 講習会、研修会の開催
- 8) 委員会の開催
- 9) その他必要な事業

Ⅳ 障がい者の保健と医療と福祉の増進に関する事業

民間障がい者施設及び区内在住の身体障害者手帳・愛の手帳又は精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者並びに大田区立障がい者（児）施設利用者への歯科健診、歯科相談、口腔衛生指導、施設関係者への助言等を行うことにより、自己管理が困難な障がい者の口腔衛生の向上を目的としている。

- 1) 障がい者施設歯科相談事業
- 2) 区立心身障がい者（児）施設利用者歯科相談への歯科医師派遣
- 3) 講習会、研修会の開催
- 4) 委員会の開催
- 5) その他必要な事業

Ⅴ 事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援に関する事業

不特定多数の身元不明遺体を早期に遺族に返還すること、また、大規模災害時にはトリアージ、救急歯科診療、歯科救護活動を通して、被災者の口腔保健に寄与することを目的としている。

- 1) 災害時医療救護活動
- イ 歯科医療救護班、身元確認班の編成

ロ 大田区防災訓練への協力

2) 警察協力事業

イ 警察が行う身元不明遺体検視への協力

ロ 蒲田警察が行う大規模災害発生に伴う対処訓練への協力

3) 講習会、研修会の開催

4) 委員会の開催

5) その他必要な事業

VI 医療保険の適正化を目的とする事業

保険整備指導委員会及び保険請求に関する講習会等において、会員への指導及び情報提供を通じて、医療保険制度の円滑かつ適正な運営を図ることを目的とする。

1) 保険請求の指導整備

2) 保険請求に関する講習会、説明会及び相談

3) 委員会の開催

4) その他必要な事業

VII 地域社会及び会員への情報提供を目的とする事業

会報、会誌を発行することにより、会員へ様々な情報を提供することを目的とする。

1) 会誌「蒲歯」の年1回の発行

2) 会報「蒲歯便り」の年3回の発行

3) 会員向けホームページの更新

4) 会員名簿の作成

5) 委員会の開催

6) 区民向けホームページの更新（再掲）

7) おおた医療ブックの作成

8) その他必要な事業

VIII 会員の福祉と歯科医業の合理化を目的とする事業

1) 会員の親睦のための事業

イ 会員親睦会

ロ 新年会

2) 各厚生文化部への助成金の交付

3) 会員の福祉共済のための事業

イ 会員、家族への弔慰金の給付

ロ 会員の傷病見舞金の給付

ハ 火災見舞金の給付

4) 歯科医業の合理化のための事業

- イ 税務・経営・医療管理に関する講習会の開催
- ロ 歯科医業の合理化のための資料の作成
- 5) 日歯生涯研修事業への対応
- 6) 委員会の開催
- 7) その他必要な事業

IX 法人運営のための事業（総務関係事業）

本会が諸事業を実施するための基礎を整備する。

- 1) 会員の医道の高揚をはかる
- 2) 定款諸規則の整備、改正
- 3) 会員の褒章及び業権の擁護
- 4) 法人運営のための諸会議の開催
- イ 総会（定時総会、臨時総会）
- ロ 理事会
- ハ 選挙管理委員会
- ニ その他必要な会議
- 5) 歯科関係団体との連絡、協議
- イ 日本歯科医師会
- ロ 東京都歯科医師会
- ハ 城南七歯科医師会
- ニ 大森歯科医師会
- ホ 他地区歯科医師会
- へ 東京都歯科衛生士会
- ト 東京都歯科技工士会
- 6) 関係団体との連絡、協議
- イ 大田区
- ロ 大田区三師会
- ハ 蒲田警察署、東京空港警察署
- ニ 蒲田税務署
- ホ その他関係団体
- 7) 医事処理に関すること
- 8) 未入会者への入会勧奨
- 9) 会館の維持管理保安に関すること
- 10) その他必要な事項